

第五十一回国会 衆議院 通信委員会 議録 第六号

昭和四十一年三月二日(水曜日)

午前十三時三十七分開議

出席委員

委員長 砂原 格君

理事 秋田 大助君

理事 佐藤洋之助君

理事 栗原 俊夫君

理事 森本 靖君

理事 綾部健太郎君

理事 金丸 信君

理事 徳安 實蔵君

理事 南 好雄君

理事 中井徳次郎君

理事 前田榮之助君

理事 佐々木良作君

出席國務大臣

郵政大臣 郡 祐一君

出席政府委員

郵政事務次官 龜岡 高夫君

郵政事務官 鶴岡 寛君

(大臣官房長)

郵政事務官 長田 裕二君

(郵務局長)

委員外の出席者

専門員 水田 誠君

二月二十五日

委員片島港君辞任につき、その補欠として大原

幸君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員大原幸君辞任につき、その補欠として片島

港君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員安宅常彦君辞任につき、その補欠として多

賀谷眞裕君が議長の名で委員に選任された。

第一類第十一号

通信委員会議録第六号 昭和四十一年三月二日

同日

委員多賀谷眞裕君辞任につき、その補欠として

安宅常彦君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關

する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第

六四号)

○砂原委員長 これより会議を開きます。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關

する法律の一部を改正する法律案を議題といたし

ます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。森本委員。

○森本委員 今回のこの法案は、当委員会におき

まして多年やかましく言っておりまして売さば

き手数料の一部を改正するわけでありまして、基

本的にわれわれもこの法律には賛成しておるわけ

でございますが、ただ、この際、若干この法案の

改正について質問をしたいと思ひます。

まずちょっと聞いておきたいと思ひますことは、

この法律の第二条の第四項であります。こうい

うふうな例があつたことがあるかどうか、事務当

局からでけつこうであります。お聞きしておき

たいと思ひます。

○長田政府委員 地方などにおきまして、売さ

ばきの希望者が複數に出るようなところではこ

うやり方です。お聞きします。

○森本委員 現実にはどういふふうにやつたのはど

のくらいでございますか。

○長田政府委員 年々売さばき所の増加が、平

均いたしまして千四、五百くらいでございますが、

そのうち幾つくらいをこういふやり方でやってい

るかということにつきましては、ちょっと私も

いまはつきりした数字を持ち合せておりません

けれども、現実には何れ所かどういふことをや

つてゐることは担当の者なども承知しております

し、幾つかの例はあるわけでございます。

○森本委員 現実には何がしかのことをやつてお

ることを聞き及んでおるといふ局長の語であります

が、現実にはどの程度あるかといふことはおそ

らく各郵政局ではわかつておると思ひますが、裏

に私は抽せんによつてなつたといふことはまだ

聞いたことがないわけですが、それではその具

体的な例を二つか三つくらいあげて下さい。

○長田政府委員 至急調査をいたしましてお答

え申し上げます。

○森本委員 調査をしなくともこれはわかるはず

であります。いますぐ回答せよと言つても、調

査をしてといふことではあります。それはひと

つ調査をして御回答願ひたいと思ひます。私の記

憶ではあんまりこういふことは聞いたことがな

いので、もし千四、五百のうち半分もあるとい

ふことであるとするならば、まあ四国のほうでは

それほど競争がないといふことになるかも知

りませんが、ひとつそれは実例をあげて調査を願

ひておきたいと思ひます。

それから、この第五条でございますが、第五

条の「郵政大臣の承認を受けたときは、売さばき

所以外の場所において売さばきすることができ

る」ということがありますが、この具体的な例はど

ういふところにあります。

○長田政府委員 省令の八条で、その法律の条

文を受けてまして、二つの場合を規定してあり

ます。一つの場合は「停車場構内の売さばき所

その他各種旅客運送事業の旅客の利便のために

待合室その他場所に設けられた売さばき所

の売さばき人が、旅客乗降場、船車内その他

旅客が郵便切手類又は

印紙を購入するのに利便な場所であつて、

「合」とか、あるいは「博覧会、展覧会その他

各種行事の行われる会場の附近の売さばき所

の売さばき人が、当該会場内であつて、

「列車内又は船舶内において物品の販売を営

んでゐる者が、列車内又は船舶内であつて、

「これら以外の場合で、売さばき人が、郵便切

手類及び印紙の一般購入者の利便を目的とし

て、また他の売さばき人の正常な売さばきに著

しい影響を与えないで売さばきする場合、集

配局長が承認してやらせることができる、そ

ういふ二つの規定のしかたをしてゐるわけ

であります。

○森本委員 それから、この郵便切手類売さ

ばき所及び印紙売さばき所に關する法律によ

るところの規則の第七條でございまして、第

七條に、「午前八時から午後六時までとする

。但し、この売さばき時間が売さばき所の場

所における郵便切手類又は印紙の一般の需

要をみたすのに適しないときは、集配郵便局

の長において売さばき時間を変更する。こ

ういふことがあつて、賣さばき人が、この具

体的な例をちよつと御説明願ひたいと思ひ

ます。

○長田政府委員 非常に夜おそくまで交通

などのあります。やうなところで、たとえば午

後八時から直すとか、そういうやうなやり方

でございませう。

○森本委員 これはその集配郵便局長の権限

においてできるわけですか。

○長田政府委員 集配郵便局長がさういふ

うに定めることができるわけでございます。な

お、売さばき人が自発的に利用者の便利に

応じますために、時間を延長したりすること

も当然でございます。それでない場合に集

配局長もさういふうにきめることができる

います。

○森本委員 売りさばき人が自発的にきめることができる。それから集配郵便局長がきめるというのとはどういう意味ですか。

○長田政府委員 一応午後六時までと定められております場合に、それ以後、たとえば店を開いている、買い受けた来たというときに、売りさばき人は適宜利用者の求めに応じて差をつける。買わないことになっておらず、また別に午後六時までというのを、集配局長が午後八時まで売らせるほうがよいと思つてそういう時間をきめることもできるわけでございます。

○森本委員 こういうのは、大体時間を午前八時から午後六時までとして、あとは自発的にきめさせたらどうですか。いやなものを、集配局長が売れというふうに命令しても現実にはなかなか、もうけが少ない商売であつて、売るのはむずかしいのじゃないか、こういうのは午前八時から午後六時までというだけのきめ方であつて、あとは業者が自発的にきめさせればよい。この間だけはどうしても売らなければならぬ。しかしそれ以外の時間は業者の自発的な時間だけにまかしたらどうか。

○長田政府委員 あまり長い時間を指定したりいたしますと、売りさばき人が非常に苦勞するかと思つたわけでございますが、お説の点もひとつもなわけでございますが、場所によりますと、朝はあまり需要がない、夕方わりあいに多いというふうな場所もあるかと思われまふので、あまり時間を延長しない範囲でやらせるという道は残しておきたいと思つております。

○森本委員 そうすると、この時間を著しく延長しておるといふ具体的な例はどのくらいあります。

○長田政府委員 実は集配局長にさせておられますので、私もいまそういう資料を持ち合わせておりませんが……。

○森本委員 集配局長にやらせておつても、その集配局長が出した命令については、必ず郵政局が

その命令した事項を報告事項として受け取つておるはずであります。受け取つておられません。

○長田政府委員 特にそういう報告をさせるようには実はさせておりませんので、いろいろ事務の簡素化等のごときをきまして、報告類は特に必要なものを除きまして、なるべく省略するといふような動きもかなりございまして、ただいまはそういうものはとっておりません。

○森本委員 ほんとうに報告をとつてないかね。もし郵政局でとつておつたらあとでどうする。

○長田政府委員 特に郵政局がそのことに関心を持ちましてとらせることは、郵政局の方針としてよろしいわけですが、本省で全国的にそういう報告をとつておけというようなことはされておられませんので、とつておらない郵政局がいますところ私は大部分ではないかといふふうに考へております。

○森本委員 これはよく調べてもらいたいと思つてますが、こういうところまで郵政局が報告をとつておるところもあるはずでありまして、また事実こういう点についても、これは事務簡素化と言ひますけれども、第一、切手、収入印紙類の売りさばき所の開設については集配局長が許可することにはなつておりますけれども、一応その許可のあとについては全部郵政局長に報告する、こういうことになつておるわけでありまふ。だから、その類似業務として少なくとも売りさばき所の規則の中にある事項については郵政局が報告を受けて、そして本省が全国的にこういう点については掌握しておるというところが必要じゃないか、こ

う思ふのですが、その点どうですか。それでないといふことはあつともわからぬ、こういうことになると思ひますが、どうですか。

○長田政府委員 仰せのような点もございまして、今後機会を見まして、毎回ということではなしに、何かほかのこととあわせて詳細な調査をするような機会にこの点をはつきり掌握したいと思つております。

○森本委員 大体切手売りさばき所は全国に何カ所くらいあります。簡易郵便局を除いて。

○長田政府委員 簡易郵便局を除きまして九万二千五百七十二カ所でございます。(「九万九千と書いてある」と呼ぶ者あり)これは昭和四十年三月末、三十九年度末で九万二千五百七十二カ所でございます。予算のあれで、昭和四十一年度予算で予定をいたしております来年の三月末の数字をお手元に差し上げました資料に記載いたしました。

○森本委員 そうすると、この九万二千何カ所という切手売りさばき所は、この中で単に切手売りさばきだけをやっておるというのはいくらあります。

○長田政府委員 ほとんど大部分が切手と印紙を両方売つたてをきまして、そのうち……。

○森本委員 その意味ではありません。私が言つておるのは、切手、収入印紙類売りさばき所だけをやっておるのか、あるいはその他雑貨商あるいはたばこ、そういうものをやっておるのと比較して切手、収入印紙類の売りさばきだけをやっておるというのはいくほどの程度あるか、こういうことを聞いておるわけでは。

○長田政府委員 ほとんどがたばこを売るとかあるいはほかの商店も経営しているとかいう状態でございます。印紙だけを売りますのは、法務局のほうのそういうところにある程度をきまして、それ以外のものもございまして、大部分は兼業の状態と思ひます。

○森本委員 大部分は兼業と言ひますが、大体切手売りさばき所の実態を具体的に調べたことはあります。

○長田政府委員 昭和三十六年に調べました。

○森本委員 その三十六年の調査のときはどうなつております。

○長田政府委員 たいへんあれでございますが、三十六年に調査をいたしました資料は、どういふ事情からよつと散逸してしまつて、いま手元に精細な資料を持っておりません。それで実は今回

手数料の引き上げをお願いするにあたりまして、昨年全部の詳しい調査をやろうと思つたわけでございます。経費等の関係もございまして、かなり金もかかるものでございまして、つい省きまして、ただいま精細な資料を持ち合わせがございせん。

○森本委員 なぜ私がこういうことを聞いておるかという、要するに切手収入印紙の売りさばき所についての手数料引き上げについては、その売っている人の収入がすべての業務の中でどの程度になっているか、その中でこの切手収入印紙を売りさばくところの手数料というのは、どの程度の量になるか、そういう一つの科学的な根拠をもつて手数料の引き上げはきめていくべきである、ヤマカンできめていくべきでないという考え方を持っておるから聞いておるわけでありまして、あなたの方でせつかく調べた資料が散逸しておるというのでありますから、これ以上質問しても散逸したものは集まりませんから、集まつたときにお聞きいたしますが、それでは、この九万二千五百七十二の中で、いわゆるポストのない売りさばき所はどの程度あります。

○長田政府委員 あるいは例外が数少なくあるかもわかりませんが、ほとんど全部はポストがその近辺に——大体原則として五十メートル以内でございまして、ときには五十メートルをこえるところもありますが、ポストが近辺にほとんど全部あるわけでございます。

○森本委員 それじゃ全国のポストの数は幾つあります。

○長田政府委員 昨年三月末におきまして十一万七百二十カ所でございます。

○森本委員 実はいま郵務局長は、九万二千五百七十二についてはポストがほとんど設置されておるといふ答弁でありますけれども、これはもうちょっと詳しく調査を願ひたいと思ひますが、ポストのないところが相当あるはずなんです。それでポストを設置してくれ設置してくれという要望

が強いにもかかわらず、それについては要員関係、それから実際問題としてはポストの手持ちがないというところで断られるところが非常に多いんです。実際は切手収入印紙売りがきき所を設置した場合に、その付近にポストがないと意味がないわけですが、そういう点で私は聞いたわけでありませんが、実際問題として、いま郵務局長の御回答では、ほとんど設置をしておると言いますけれども、この中でかなりのポストの設置されてない切手収入印紙の売りさばき所があるというふうに私は考へておるわけでありまして、試みに昭和四十年年度の予算において、このポストの設置については何か所になつておりますか。

○長田政府委員 たいだいまちよつと数字を調べておられますので、少々お待ちください。

○森本委員 それでは四十一年度の予算ではどうなつておりますか。

○長田政府委員 四十一年度では約三千本でございまして、なお四十年年度におきましては三千八百八十五力所でございます。

○森本委員 その四十一年度の三千個というのは、どういふところに置くつもりですか。切手類収入印紙売りがきき所の設置に關してこれを置くという考へ方ですか。それとも全然別個のところですか。

○長田政府委員 利用者の利便を主として郵便の差し出しというふうな面からとらえて置いて置くわけでございますが、当然ポストを置くことになる、その近辺に適當な売りさばき人を求めることになるかと思ひます。

○森本委員 この四十年度の千三百八十五というのも、ほとんど全部設置済みですか。

○長田政府委員 四十年年度においては、実は東京都内におきまして二方面のポストを約一千個近くつくりまして、新しいポストをそこに据えますと、以前からのポストがあきましますので、それをほかに回すという段取りを進めておりますために少しおくれぎみでございます。

○森本委員 少しおくれぎみというのですが、い

まポストとかけ箱とどっちが多いのですか。

○長田政府委員 十一万余りあります中で、かけ箱が六万二千三百十三でございまして、残りが大抵柱ポストになつております。

○森本委員 六万二千がかけ箱で、柱が五万くらい、こういうことですか。

○長田政府委員 仰せのとおりでございます。

○森本委員 この六万二千のかけ箱については、現在不便を感じておりませんか。

○長田政府委員 ポストの容量とかそういうような面から考へまして、小さ過ぎるとかいう点はただいまないようでございますが、ただ、ていさいか、まわりがだんだん市街地になつてくる場所とかいふところにおきましては、逐次柱のポストにかえていくことにしております。

○森本委員 大抵柱のポストとかけ箱と容量はどの程度違いますか。

○長田政府委員 柱のポストも、非常に大きいのか、最近の二方面ポスト等いろいろございまして、平均いたしまして大体三倍前後ではないかと思つております。

○森本委員 大体かけ箱は、だんだん柱のポストにかえていくというのが郵政省としては理想的ではないかと思ひますが、先ほどの回答では、かけ箱が六万二千程度あるということでありまして、この六万二千をだんだんポストに変更していくのが郵政省としてはサービス面でも非常によいのではないかと、いふふうに私は考へておりますが、そういう点の計画はございましてか。

○長田政府委員 実は今後五カ年におきまして七千力所くらいポストをふやしたいと考へておりますが、当面の計画は、ほとんどが二方面ポストのような種類のものを新しくつくつていくということになりまして、方面別のポストでございまして、そういうものを新しくつくつていくということに主力を置いておりますので、従来大都市にあつたまるい柱のポストはだんだんいなかの地方に移していくということになりますので、最後の姿はかけ箱のポストが減りまして、柱のほうに取りか

わつていく、そういうことに考へております。かけ箱をふやしていくというよりは、これは全然考へておりません。

○森本委員 ただここでちよつと注目すべき点があります。三十九年に例をとつてみて、郵便ポストに対する放火その他のいたづらの件数はどの程度ありますか。

○長田政府委員 たいだいま調査いたしました、なるべく早く、できますればこの間にもお答えしたいと思ひます。

○森本委員 これは非常に困るいたづらでありまして、私はこの国会を通じて、こういういたづらはぜひやめてもらいたいということを極力申し上げたいわけでありまして、郵政省としても、この防止には非常につとめておるわけでありまして、そこで、このかけ箱とポストとをそのどちらにいたづらをする率が多いのか、それを聞きたかつたわけでありまして、私の想像では、おそらく郵便の利用に非常に便利なポストのほうがいたづらの率が多いのではないかと、かけ箱のほうがいふゆる郵便受け箱としては容量が小さいけれども、それぞれの家にありますから、なかなかこれはいたづらがしにくい。その辺の利害得失ということも、将来ある程度考へていかなければならぬのではないかと、いふふうに考へておるわけでありまして、後ほどその数字が出ましたならば、その際にお聞きすることにしたしまして、次に進んでいきたいと思ひます。

この郵便切手類及び印紙の売りさばきの総額は、三十九年度におきましては、簡易郵便局をのけてどの程度になつておりますか。

○長田政府委員 売りさばき所につきましては、こういう金額の資料は、簡易郵便局を全部含めておりますので、簡易郵便局は売りさばき所を兼ねておるという形をとつておりますので、簡易郵便局を含めたものしかございせんが、三十九年度におきまして十九億七千六百万円でございまして、○森本委員 十九億七千六百万円で手数料が幾らになつておりますか。

○長田政府委員 十九億七千六百万円が手数料でございまして、売りさばき金額は六百四十五億円でございまして。

○森本委員 六百四十五億円といたしまして、郵政省全体の三十九年度の売りさばき総額は幾らですか。

○長田政府委員 いま正確な数字を覚えておりませんが、千四百億前後かと考へております。

○森本委員 千四百億程度とわかれば確かにりつぱなものですが、千四百億のうちで六百四十五億ということになりますと、これはかなりの率を占めておるわけでありまして、そういう点からいいますと、相当これは大事にしなければならぬわけでありまして、そこでこの六百四十五億の中で簡易郵便局の数字がなぜわからぬのですか。これはやはり簡易郵便局の数字をその中から差し引いて、実際の売りさばき新設置者の手数料がどの程度かという数字がわからぬことには、簡易郵便局の場合には他の手数料がありますから、これを同一視するわけにはいかぬわけですね。だから十九億七千六百万円の中で、実際に簡易郵便局のものを引いて、売りさばき所設置者の手数料が現実にとどの程度か、このお答えが願ひたいわけですね。

○長田政府委員 実は従来の簡易郵便局の扱いが、簡易郵便局は売りさばき所を含むという考へ方でございますので、売りさばき所を兼ねるというよりな立て方をいたしてあります。簡易局の手数料その他のたてまは、それ自体としてつておりますので、簡易郵便局に売りさばき所が置いてあるのだ、併置されているのだという考へ方をとつておりますために、特に簡易局を別にしました資料の持ち合わせがございせんが、今後の調査におきましては、先ほど申し上げましたように、精細な資料を十分そろえたいというふうに考へております。

○森本委員 これは大出の本省の課長さんたちが机上でつくる資料だと思ひます。簡易郵便局の場合と売りさばき所の場合とは、はつきりいつて現場では違ふのです。だから、やはりこの両者

の比較ができなければ実際の売りさばき手数料を科学的にどの程度上げたいかという根拠は出てこない。だから、いままでその資料がないということであるとするならば、これはやむを得ません。今後は売りさばき所と簡易郵便局に売った場合とは、おのずから違った形にしていかなければならない。昔の三等郵便局の時代でも、手数料を特定局長に渡して売っておったわけでありましたから、そういう点では、昔の三等郵便局時代のやり方と簡易郵便局のいまの切手の売り方とは同じことである、こう考えてもいいわけでありましたから、当然これは売りさばき所設置人とそれから簡易郵便局との一つの比率を今後はずい出していただきたい。そういう方向でひとつお願いしたいということを申し上げておきたいと思ひます。

○長田政府委員 売りさばき所の実態を具体的に幾つか調べた結果などによりまして、十万円以下の売りさばき所は、小口の売りさばきが多うございまして、手数料が相当かかる。十万円をこえるものにつきましては、印紙等もございまして、比較的一口当たりの売りさばき金額が高いようございまして、そういうような事情からしまして、特に非常にいなかのほうで売りさばき金額の少ない農山漁村等の売りさばき所は、ポストの設置あるいはその他郵便事業の周知等に協力するわりあい収入が少な過ぎるような感じがいたしますので、今回は十万円以上は据え置きまして、一万円以下を八分から九分、一万円から十万円の間に四分から五分、それから最低保障を五千元に引き上げる、そういうようなことにさせていただきます。と思つたわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、今回の改正案によるところの手数料の増加額は幾らになりますか。

○長田政府委員 五億一千万円でございます。なお、そのほか、もし郵便料金の値上げがなされますと、それによりまして増加も加わりまして、値上げによる増加が一億八千万円、それから自然増が二億四千七百万円、全部合算しますと九億四千万円ばかり手数料が増加することになるかと思ひます。

○森本委員 そういたしますと、手数料の総額は四十一年度の予算では幾らですか。

○長田政府委員 三十三億五千六百万円でございます。

○森本委員 今回この売りさばき手数料の最低額を保障したわけでありましたが、三千円から五千元に引き上げた科学的な根拠はどういうところにあるか。

○長田政府委員 実は現在の三千円にいたしましたのが昭和三十三年でございます。その当時八万余りありました売りさばき人のうち三割が買ひ受け月額が三千円以下であったのでありますが、それらのものの実態を見ますと、平均手数料が百円程度というふうなことでございまして、いろいろ省側から要請しており、あるいは協力している実態と比べてみると、あまりに少な過ぎ、意欲を失っているのが実情でございまして、三千円にしたのでございまして、それ以後の一般の件費を中心とします経費の増高などを考えまして、この際八年ぶりに五千元に限度を引き上げたいというふうに考えております。

○森本委員 頭のりこりな人はかりがございまして、引き上げをやっておるわけですから、やはり何か一つ科学的な根拠をのべてあげておるのではないかと、このことについて聞きたいわけですが、なければ、これはつかみ金と云うことですね。つかみ金ならつかみ金でもいいですよ、悪いとは言わないわけだけども……。

○長田政府委員 三千円から五千元の非常に精細に調べたことまで申し上げられません。ですが、いままででございますと、三千円の八分で月額二百四十円、今回は五千元の九分で四百五十円、二百四十円と申しますと、一日に八円くら

いでございまして、今度十五円にまで引き上げたというところで、あまり科学的という自信はございせんが、ほぼ妥当ではないかと考えております。

○森本委員 科学的ではないけれども、ヤマカン的には妥当ではないか、こういうことになるわけでございますが、まあそれでいいでしょう。

○森本委員 今度の場合、約九億四千万の増額がされるわけでございますが、大体売りさばき人の手数料が一人当たり平均どの程度になりますか。

○長田政府委員 四十一年度末の数字を申し上げますと、九万九千九百所になるわけでございます。その買ひ受けの総月額が七十一億でございます。一カ月に平均して、買ひ受け金額が七万二千円、手数料が四千八百円になります。

○森本委員 大体一カ月四千八百円ということですが、それが、もういじやうと、この売りさばき人の現在までの——これは四十年度ではまだ決算ができておりませんが、三十九年度の決算の際に、最高の手数料をとっておる売りさばき所と、最低の手数料をとっておる所とは、幾らと幾らですか。

○長田政府委員 最低のほうは三千円の八分でございます。二百四十円でございますが、最高につきましては、月に平均一千万円以上売りさばいてる箇所が八カ所程度ありますことは確かめておりますが、金額が幾らになったかということこそまで実は把握しておりません。

○森本委員 これは非常に大事なことでありまして、最低の手数料と最高の手数料はよく勉強しておきたいことを私が初めに言つてあつたはずであります。

○長田政府委員 逆算いたしました二千五百万程度の売り上げがございまして、二千五百万程度でございます。

○森本委員 それは一カ月に二千五百万円です。○長田政府委員 仰せのとおりでございます。

○森本委員 一カ月二千五百万円の手数料というの……。

○森本委員 科学的ではないけれども、ヤマカン的には妥当ではないか、こういうことになるわけでございますが、まあそれでいいでしょう。

○森本委員 今度の場合、約九億四千万の増額がされるわけでございますが、大体売りさばき人の手数料が一人当たり平均どの程度になりますか。

○長田政府委員 四十一年度末の数字を申し上げますと、九万九千九百所になるわけでございます。その買ひ受けの総月額が七十一億でございます。一カ月に平均して、買ひ受け金額が七万二千円、手数料が四千八百円になります。

○森本委員 大体一カ月四千八百円ということですが、それが、もういじやうと、この売りさばき人の現在までの——これは四十年度ではまだ決算ができておりませんが、三十九年度の決算の際に、最高の手数料をとっておる売りさばき所と、最低の手数料をとっておる所とは、幾らと幾らですか。

○長田政府委員 最低のほうは三千円の八分でございます。二百四十円でございますが、最高につきましては、月に平均一千万円以上売りさばいてる箇所が八カ所程度ありますことは確かめておりますが、金額が幾らになったかということこそまで実は把握しておりません。

○森本委員 これは非常に大事なことでありまして、最低の手数料と最高の手数料はよく勉強しておきたいことを私が初めに言つてあつたはずであります。

○長田政府委員 逆算いたしました二千五百万程度の売り上げがございまして、二千五百万程度でございます。

○森本委員 それは一カ月に二千五百万円です。○長田政府委員 仰せのとおりでございます。

○森本委員 一カ月二千五百万円の手数料というの……。

○森本委員 私は手数料の最高額と最低額とを聞いておるわけですが、手数料の一カ月の最高額と最低額がどの程度になっておるか、こういうことです。

○長田政府委員 最高は二千五百万の場合に十三万円ぐらひになります。最低のほうは二百四十円でございます。

○森本委員 最低の二百四十円というのはほとんど売ってないということですね。

○長田政府委員 三千円以下の売り上げのものは全部そこに入るわけでありまして、大体法務省とか検察庁とか裁判所の中にあるところですか。

○長田政府委員 ほとんどそうでございます。実は、月額一千万円以上の売りさばき所の中にあるものが八カ所と申し上げましたが、法務局の中にあるものがそのうち五カ所でございます。

○森本委員 法務省関係以外のところで二千万円以上というのはどういうところですか。

○長田政府委員 裁判所の近くでございます。

○森本委員 この十三万円というのは、おそらくこれは法務省とか法務局とか、そういう中にあるところであると思ひますが、これがあまりにも差があるわけでありまして、こういう点で相当考えるべき点があると思ひます。

○森本委員 次にお聞きしたいのは、こういう高額のところと少額のところとあるわけでありまして、大体、たばこの手数料と切手の手数料と比較したことがありますが。

○長田政府委員 たばこの手数料のほうも承知いたしております。

○森本委員 それではたばこの手数料をちょっと説明してくれませんか。

○長田政府委員 ただいまのところでは、一昨年の十月からの改正によりまして、年額百四十四万円以下、月にしまして、売りさばき十二万円以下、月額は千分の百、一割でございます。それから年額百四十四万円をこえて六十万円以下、月額は十二万円から五百万円までの売り上

げのものにつきましては千分の八十、八分でございます。それから、年額六千万円、月額にしますと五百万円をこえるものが千分の六十でございます。

○森本委員 これは、いま説明があったように、この切手、収入印紙の売りさばきから見ると、はっきりいってかなりたばこの売り上げ手数料というものはいいですね。それから、この専売公社のたばこの手数料については、これは法律ですか。

○長田政府委員 総裁の公示という形をとってやっているとします。

○森本委員 そこにいわれる郵政省の売りさばき手数料とだいぶ違うところがあるわけでありまして、たばこのほうがずっといい、こういうことになるわけでありまして。

それからさらに、先ほど言いましたように、たばこ、それから塩、それから収入印紙、それから委託公衆電話、これは大体兼業をするわけですね。大体人情として収入のいいほうにはサービスがいい。収入の悪いほうにはあまりサービスがよくない。切手を買いに行ったら待たされるけれども、たばこを買いに行ったらすぐ売ってくれる、こういうことがやはり実際問題として生じている。たばこの手数料なんかについて、こういうふうな手数料が出ておるといことを考えた場合には、切手、収入印紙の売りさばきの手数料についても、もう少しこれは考えていかなければならぬのじゃないか。ただ郵政事業特別会計の内容からして、なかなかそういう点はむずかしいと思いがすが、一度これは専売公社、電電公社、郵政省三者が一体になって、ひとつそういう店がどういふふうな収入の割合になっておるか、三者が合算してちょっと調べてみたらどうか、こうも思いますが、そういう点はどうですか。

○長田政府委員 いろいろ事情が違いまして、そういうことが出来ますかどうか、なおよく検討したいと思いますが、私どものほうも先ほどのことばのように簡易局あるいは兼業の実態

等もできるだけ詳しく調べてまいりたいと思っております。

○森本委員 公衆電話はいま一体手数料を何ぼ取っておるか知っていますか。

○長田政府委員 度敷制のところにおきましては市内、市外の一度敷ごとに二円、定額制のところでは市外通話が三分まで三円、三分をこえる一分ごとに一円というふうに承知いたしております。

○森本委員 この委託公衆電話のほうの収入が、郵便切手のほうよりも数倍になっておるといところ、この県庁所在地の大体切手、収入印紙売りさばき所における実態なんです。それから、たばこに比べるところにこの切手、収入印紙が一番落ちる、こういうことになるわけでありまして、今回の値上げから考えましても、私は、まだまだ切手手数料の引き上げについては考えていかなければならぬ、こう思うわけでありまして、これは最後にひとつ大臣からお聞きしたいと思っております。さらに事務当局にお聞きしたいと思っておりますが、このたばこの手数料と切手の手数料がこれほどの開きがあるというところは何か理由がありますか。

○長田政府委員 まあいろいろな事情もあるかと思いがすが、私も考えますのに、たばこは嗜好品でございます。しかも専売益金が国の大きな財源になっている。しかも郵便切手の場合と違ひまして郵便局に当たるものがなくて、全部たばこの小売り人だけがそれを引き受けてやっておるというところから、たばこの小売り人には相当しつかりやってもならなければならないというところが一つあるかと思いがすが、なお容量も相当大きゅうございまして、売りさばきについての物的設備もかなり整えていかなければならないというふうな事情などもございまして、こちらと比べますと比較的高い率になっているのではないかといいふに考えます。切手等につきましては、ある程度義務的と申しますか、黙っていても、あまり積極的に呼びかけなくてもお客が集まってくるというふうな点、そのついでにはかの兼業などしております場合に、先ほどのことばもございしましたが、は

かの収入も得られるということとか、役割りは郵便局の補助的な機能だとか、物的設備もそれほどはかからないとか、いろいろな事情もございまして、沿革もあるいはあるのかもわかりませんが、そういうふうなことからこういふふうになっているかと思っております。なお、売りさばき手数料につきましても、今回の改正をいたさざるに、それ自体で売りさばき人が損をするというふうなことはならない程度にはなるかと思っております。少額ではございしますが、若干の余裕ももたえたいというところになるのではないかといいふに考えております。

○森本委員 それは損にはなりやしません。これはもともと置いておいたつたばこみたくに腐りやしませんから損になりやしません。現実にはそれだけ差があるという点についてはやはりある程度考えていかなければ、郵便のほうの切手、収入印紙の売りさばきのサービスが悪くなるという点も考えなければならぬので、そういう点を十分に今後考えていってほしい、こう思うわけでありまして。

それからいまの質問の中で明らかになりましたように、収入印紙をほとんど郵政省が売っておるわけでありまして、郵政省が売りさばいた額の三割に相当する額を大蔵省から受け入れておるわけでありまして、昭和三十九年度において大蔵省から収入印紙の取り扱い費として郵政省が受け入れた金額は幾らですか。

○長田政府委員 三十九年度の数字はいまあれしませんが、これは手数料でございまして、これは四十一年度におきましては二十四億四千万円でございまして、三十九年度につきましてはただいま調査してお答えいたします。

○森本委員 収入印紙の取り扱い費として大蔵省から受け入れた金額が、四十一年度は二十四億四千万円、それで今度は出すほうの手数料は幾らですか。

○長田政府委員 ただいま予定しておりますのは十五億五千七百万円でございます。

○森本委員 そうするといふもうかるということとでありまして、十六億ですから、郵政省に入るのは八億程度ですか。しかし、この八億程度は、私に言わすならば、これは本省から郵政局、郵政局から各郵便局、郵便局からずつと回って行くという形をとりますと、この大蔵省から郵政省に入る三割の手数料自体が少ないのではありませんか。郵政省から売りさばき人に出る手数料も少ないが、要するに郵政省のほうからこの三割というのは非常に少ないのではないかと。試みに、これは郵政省が売るのをやめて大蔵省が自分で売ってみたい。大蔵省が自分で売ったら、ほとんどこれは売り切れぬ、こういう形になるわけでありまして、大臣、この手数料の引き上げについては、大蔵大臣と何か予算折衝あたりで折衝したことがありませんか。

○郡國務大臣 これはございせん。ただ、私は郵政省の中で説明を聞きましたときに、三割ではある。しかし、収入印紙については比較的高額である。むしろ保険の関係のほうは事はいいが、手数料がかかるぞというふうに聞かされて、このほうはいまちょっといいの。なるほど保険の関係は、それほど多くは扱わないかもしれせんが、手数料はかかるといふ。それに比べると収入印紙は三割をもらっておるが、印紙の額が多うございまして、まず三割でやっていけるのだらうという感触を持ちました。これは郵政省の中で事務から話を聞きながら私の得た感触でございます。

○森本委員 そういたしますと、収入印紙を大蔵省から受け取って末端まで行く経路は、どういふ経路をたどっていきますか。

○長田政府委員 先ほど申しおくれましたが、三十九年度の受け入れ額は二十一億二千四百万円でございます。

それから、ただいまの御質問の収入印紙の部内で配給される経路でございますが、印刷局の工場からこちらの倉庫に移されまして、それを全国、大体切手と同じ配給ルートで地方の配給局が指定されております。そこへ送り、そこから個々の普通局及び集配特定局等に送られてまいります。

特定局からさらに無集配のほうへ送ります。それらの郵便局から売りさばき人に売りわたす形をとっております。

○森本委員 三十九年度の二十一億円のうち、結局手数料として出ておる分は幾らですか。

○長田政府委員 十三億五千三百万円でございます。

○森本委員 二十一億で十三億であります。結局そうすると八億ということになります。いま言った配給ルートを通じてこれに要するところの人員費は原価計算でどの程度出ておりますか。

○長田政府委員 実は省の原価計算、いろいろやっておりますが、その部門については、ほかにも幾つか除かれておるところがあります。ちょうど原価計算をやっておりますので、詳しいコストはわかりません。残りの八億ばかりのものが結局普通局及び特定局で売りさばきます。印刷、四十一年度の予算で申しますと、約三百十億円で売りさばきの関係とたいたいまお話し配給ルートにかかる経費でございます。原価計算をやっておりますのはたいへん……。

○森本委員 一応こういうのは全部の配給ルートの原価計算というものをやはり私は出す必要があると思うのです。そうしないと、これは大蔵省なんかと話をすると、ただつかみ金で三割が低いとか高いとか議論をやっても話にならぬところ。どの程度の原価計算でなっておるかということをやれば調べる必要があるのじゃないかというふうに私は考えます。

それから大蔵省の印刷局から本省にまいりまして、本省から各郵便局へ行って、郵政局から各集配局へ行きますが、それを送る場合に、これは現金と同じような送り方をしておりますか。

○長田政府委員 切手と同じように物品の形で行なわれております。

○森本委員 これは前から私は問題視しておるわけですが、収入印紙切手類を物品と同じような送り方をなすのですか。これは現金と同じような送り方をしなければ非常に危険である。

監察局長おられませんけれども、これを物品と同じように行のうで取り扱って、全国でたしか数回それが窃取されたという例があるわけでありまして、そういう点からいまして、これを物品でやるというところは私はどうも納得がいきかねるわけでありまして、どんなんですか。

○長田政府委員 特別の容器に入れまして、これを郵便袋に詰め送りますが、それにつきましては書留郵便の扱いでございます。

○森本委員 現金はそれなら何で送りますか。

○長田政府委員 現金は本省から直接送ることはあまりございまして、大体近隣の日銀の代理店等から資金という形で受け入れるのが大部分でございます。

○森本委員 現金はすべて資金扱いをしておるわけでありまして、この郵便切手、収入印紙は物品扱いをしておるわけでありまして、物品扱いでありますから、実際は現金出納手当が全然出ない。ところが現実にはそれが事故に会った場合は、当該の係員はその賠償の責めを負わなければならぬ、こういうことになっておるのじゃないですか。

○長田政府委員 現金出納手当をもらっております現金の場合と少し扱いが違うのではないかとはいえますが、取り扱いに重過失がありました場合には弁償責任があるわけでございますが、それ以外の場合には弁償責任はないことになっております。

○森本委員 その重過失と軽過失はどこで見分けるのですか。そんなことはないですよ。なくなつたら全部重過失ですよ。重過失、軽過失と昔の陸軍みたいなことはないですよ。郵便局にはつきましては確かに問題はあつたと思ひますが、これは現実には郵便局その他の個所ではいろいろ面で重過失、軽過失によつて扱いが違ふ面も相当にございまして、個々の状況によりましてやることになっておるかと思ひます。

○森本委員 それはなんぼいんぎんに答弁をして、そんなことはない。これはなくなつた場合に

は、すべてその当該の郵便局長もしくは当該係長、その責任者の責任になるわけでありまして。だから軽過失で弁償の責任がないというものは、私は例を聞いたことはないのだが……。

○長田政府委員 たとえば売りさばき所につきまして、切手を汚染したりした場合、あまり大きな過失でなく、若干の過失はあるにしましても、汚染したりしたような場合につきまして交換の道を開いておりますし、それから切手の取り扱い者が普通の扱い方をしておつたのに水にぬらしてしまつたとか、売り物にならなくなったという程度は、軽過失のほうに入る例が多いのではないかと、いろいろに考えます。

それから格納すべき責任者が外へはつぱり出したまま切手の倉庫へもしまわずに夜を過ごしたというふうなものは、これはまた個々の場合の認定がございまして、過失としてもかなり重いような感じがいたします。そういうふうなことだと思ひます。

○森本委員 要するに私が一番問題にするのは、この切手収入印紙というものは相当高額なもので、行のうに詰めて送るわけですね。これは現金と同じなんです。途中で郵袋が紛失をするということがあるんです。郵送途中で紛失した場合に一体どうなるのですか。

○長田政府委員 なかなかいろいろの例がありまして、むづかしいございまして、以前直江津の局などで郵便車を何分かの間少しあけつたにしておいて、ほかのほうへ移つていたというふうな例などもございまして、そういうふうなときにかぎを締めるべき責任者というものは、その瞬間に盗難があつたかどうかというところはつきりいたしませんけれども、その瞬間に盗難を受けたとしますれば、やはり相当の責任を負わなければならぬというふうに考えられます。

○森本委員 じゃあの場合にはだれが責任を負うのですか。

○長田政府委員 あの場合、実はどこで盗難にあつたかということがまだはつきりいたしません

ので、全般にその責任者、あるいはその際の関係者等が軽重はございましてけれども、行政処分を受けたわけでありまして。

○森本委員 最後までものをはつきり言つてください。どうも竜頭蛇尾でわからぬのですが、あの場合責任者はどう処分を受けておるのですか。

○長田政府委員 受けておるはずでございます。私、そういうことを抽象的に報告を受けました。

○森本委員 あの場合には切手類はどの程度ありましたか。

○長田政府委員 切手を運送する郵便袋は入つていなかった、あるいは被害は少なくとも受けていなかったと思つております。

○森本委員 そういたしますと、ただいま私が聞いておるのは、この運送途中において、いわゆる物品扱いとして送られておるところの切手、収入印紙が途中で紛失をしたという場合に、これは一体どうなるのか。欠損になるのか、それともともとなつたものになるのか、どういふふうになりますか。

○長田政府委員 犯人のわからない場合、あるいは犯人がわかつて損害の回収ができない場合は、欠損として処理することになります。

○森本委員 それで、犯人がわかつた場合には、犯人に弁償させますか。

○長田政府委員 弁償させることができます場合には、弁償させることになります。

○森本委員 その場合に、犯人でないものの上局の長については、それに対する賠償の責任はありますか。

○長田政府委員 通常監督責任にとどまるのではないかと、いふふうに考えます。

○森本委員 監督の責任者も一応賠償の責任があるのじゃないですか。

○長田政府委員 現在そういう監督責任者に対して物的な賠償の請求をするようにはなっておりません。

○森本委員 それは確かにありませんか。

○長田政府委員 そういふたてまえになつておら

ないわけでございます。

○森本委員 たとえばその行のうがある郵便局に着いた、そしてその郵便局においてその行のうをその局員が取って逃亡した、そういう場合に、その局員の上長はそれに対する賠償の責任はありませんか。

○長田政府委員 ただいまはそういう責任は問わない、賠償責任は負わせないたてまえにしております。業務のやり方についてその他監督不行き届きという面での責任を負うことは十分ございますけれども。

○森本委員 それはそういうことはないはずで。その場合には上長の局長が処分をせられると同時に、当該会計課長は弁償しなければならぬ義務があります。二十年間で割り払いという例があつております。それはその隣における管理課長が人事部長をやつておつた松山郵政局管内においてそういうことが起きております。これは現に高知郵便局でこの行のうを郵便員が取つて逃亡いたしました、結局その支払いを会計課長が二十年間の割り払いを命ぜられたという例があるわけでありまして、これはないことではありません。そうでしょう。

○長田政府委員 上司あるいは監督責任者という形での賠償責任はないと思つておりますけれども、物品の出納管理という立場からの賠償責任は別に起こり得るわけでございます。

○森本委員 それは出納官吏には、当該課長が当然にたるわけであつて、上司であつたらぬか、その課長が結局責任を負うという形にいまなつておるわけでありまして。現実にはその当該課長が、実際には全然犯罪には関係がない、部下がやつたものであるという場合も、賠償責任をとらなければならぬ。ただし、そこで問題になるのは、物品扱いをしておりますから、平生はこの現金出納手当みないなものは一銭もない、この不合理があるわけでありまして。今後これは私は物品取り扱いにおいての不合理については、相当やはり郵務当局としても研究課題ではないかというふうに考へておるわけでありまして、どうですか。

○長田政府委員 物品の管理官が故意または重大な過失によつて自分の保管、管理しているものを亡失した場合には弁償責任があるという規定になつております。これの運用等につきましても研究の余地があるかも知れません。仰せのとおりあるかも知れませんので、将来関係の向きと十分打ち合わせたいと思つております。

○森本委員 これはあるかも知れないというんじやなくて、あるということなんです。現金と同じものを物品取り扱いになつておること自体すでに間違つておる、ぼくが言うのは、それはやはり現金と同様の取り扱いをすべきである。というものは、収入印紙はそれは現金と同じようにどこへでも売れるわけでありまして、それを一般の機やいす、そういう物品と同じような取り扱いをするというところは、これは私は間違ひである。この取り扱い方法についてはやはり一考を要するのではないか、こういうことを言つておるわけでありまして、これはそういうことがあるかも知れぬじやなしに、あるわけなんです。だから、その点についてはひとつ省内で十分に検討してもらいたい、こういうことを言つておるわけでありまして、すなわちそれをそう受けまして、検討いたしましよと、こう言つたらどうですか。

○長田政府委員 実はもう先生も御存じのとおり、物品の管理につきましても政府内部全体、各省を通じての共通の規定でなされております。ただいまのお話のような点も十分関係の向きとよく連絡をとりまして、今後善処してまいりたいと考へます。

○森本委員 くだいようでありますけれども、これは各省の共通の規定でありまして、この切手、収入印紙というものは現金に該当するものである、現金と同じ取り扱いをしなければならぬという点については、私はどうしても再考しなければならぬ。そうしないと、郵務関係においても自然取り扱いが粗雑になる。それがやはり一つの事故の原因になる。だから、この取り扱いについては、各省物品取り扱い以外に、やはりこういう問題について

は、切手、収入印紙類は現金としての取り扱いに準ずるようにする、こういう形をとつたほうがよろしい、こういうことを言つておるわけでありまして。これはひとつ十分に研究願ひたいと思ひます。

それから、この前新聞に出ておつたわけでありましたが、売りはばき所において、これは確かにやむを得ないと思ひますが、一円の切手を買いにいったらなかつたというふうな例が相当あるということが新聞に投書でよく載つておりますが、こういう点については、確かに切手売りはばき所も一円の切手を常備するということはあまり歓迎しないわけでありまして、買ひほうにすれば、やはり一円の切手も置いておいてもらいたい。たとへばお年玉はがき、いわゆる年賀はがきの期限が切れて使ふときには、一円の切手を張らなければ使へぬわけでありまして、そこで、ああいうときに一円切手が必要になつてくるわけでありまして、そういう場合には、行つたらぬという投書を二三新聞で見ているわけでありまして、こういう点、監督等についてどういふふうにやつておりますか。

○長田政府委員 一般的なやり方としては、その集配局長が、常備すべき数量とか種類なんかを指示するというものになつておりますが、ただいまのお話のように、年賀はがきを期間が過ぎた使用する場合に一円切手が相当要るわけでございますので、そういうのにつきましても、実は、切手の常備を欠かさないように特に気をつけるようにという通達を、年末の通達の際にあわせていたしておるわけでございます。にもかかわらず、少し不行き届きの面などの出ましたことはたいへん申しわけなく、これからそういう一円切手の多数必要になるような例がなくなることを私も切望しておりますけれども、十分気をつけまして、お話のような例がなくなりますように努力いたします。

○森本委員 それから、最後に一つ、記念切手についてちょっと聞いておきたいと思ひますが、実はこの間、水戸の音楽家の記念切手が相当出たわけでありまして、あれは一体全部で何ほ出てお

ますか。

○長田政府委員 二千四百万出しました。

○森本委員 二千四百万で、東京都内に幾ら出ておりますか。

○長田政府委員 東京地方全体の数字をちよつと私いま手元に持つておりませんが、東京中央郵便局で大体五百万ほどだったかと思つております。

○森本委員 あれは窓口で売るときは、一人何枚売つておるわけですか、東京中央郵便局で。

○長田政府委員 局によりまして配給数量とかなんか——何枚ずつ売るかというのが違つておる。従来東京中央郵便局では五シート、大体百枚ぐらい一人について売つておるが、都内の郵便局では五シートのところもございまして、二シートのところもございまして。東京中央郵便局では最初五シート売りました、間もなく売れ行きがいいので数をしほりまして、最後には二シートぐらいずつ売つたというふうになつて聞いております。

○森本委員 この間水戸の記念切手を売り出したときはちよつと雨の日でございまして、売れ出してから大体十五分ぐらいで全都内全部売り切れたわけでありまして。どこへ行つてもほとんどない。東京中野がたしか二十分ぐらいで全部売り切れた、こういうことでございまして、どういふわけかしらぬが、私のところへ十人ばかりの人から、どこへ行つても記念切手がない、けしからぬということ電話がかかつてきたわけでありまして、これは一体どういふ売りさばき方をしたものであらうか、こう思つて聞いていたわけでありまして、五百万東京中野にあつたとするならば、一シートずつだということになると大体何万人に売れますか。

○長田政府委員 東京中央郵便局には、御承知のように記念切手普及課というのがありまして、振りが送金によつて全国ある程度予約のような形で売つておるものがございます。その分が四百万ぐらいございまして、窓口売りさばきは百万くらいであつたようでございます。

○森本委員 なるほどそれで大体わかりました
が、これはそういうことを一般の人は知らぬもの
ですから、非常に不満が出ておるわけでありま
す。特にこの間の借入金の記念切手については、
ほとんどどこでも手に入らぬという評判が立つて
おるわけですが、これは五百万出たとする
ならば、二十分では売り切れぬと思っておられ
ましたが、百万でありますから、ひょっとしたらそれ
は売り切れたかも知れません。いずれにしても
も、この記念切手の売り方については相当慎重に
考慮して、またいろいろうわさがあつておられ
けれども、私はそういうことは絶対ない、こう信
じておられますので、この記念切手の発売につ
いては、大体記念切手については一回について平
常の程度出しておられますか。

○農田政府委員 実は、三、四年前には一種類七
百万ぐらい出しておりましたのが、一般の要望
もございまして、大体ふやしてきております。最
近は二千五百万前後ずつ出して、趣味週間の切
手のような特殊なものには三千万をこす数字で発行し
ておるわけでございます。実は借入金の記念切手
は、あれほど出るようになると思っておられま
せん、一般の例に大体準じまして二千四百万発行
したわけでございますが、思ひのほかたいへんな
売れ行きで、私ももちよつと非常にけっこうだ
という気持ちと同時に申しわけない、あるいは残
念だという気持ちと両方でございます。

○森本委員 記念切手についてはいろいろ言われ
ておりますけれども、郵政省としてはこれは唯一
の利益財源になつておるわけでありまして、これ
ほどもうかる仕事はないわけでありまして、買つて
も使つてくれませんか、たンスの中へ入れておく
わけでありまして、これはほんとうのただだも
うけみないものであります。そういふことは郵政
省も種あかしで何にもないわけでありまして、
喜ばれてもうけるならいいのではないかと、私はこ

う思つておられますが、ただ、その発行の度合
いが問題になると同時に、発行度数が多ければ売
れ行きが悪くなる、少なければ売れなくなる。その
辺の度合いというものを、郵政省のお役人の頭で
はなかなか国民とマッチさせることがむずかしい
のじゃないかと、いろいろ考へておられますが、し
かし、一、その郵便記念切手の問題についてはさら
に研究を重ねて、そういうふうな国民に不平が出
ないよう、同時に郵政省としては、やはりこれ
が売り切れることが望ましい。非常にむずかしい
デリケートな問題であります。要するに私に言
わせましたら、印刷局が許しますならば、趣味
週間のいわゆる記念切手なんというものは、発行
回数も多くして、内容を少なくすれば、これは相
当売れるというふうな考へるわけでありまして、
この記念切手の発行については、一度省内におき
まして、大臣を中心として、これは具体的に今後
の問題として、研究課題として十分にひとつ御検
討をお願いしたい、こう思つておられます。

あと二、三質問があります。次会に譲りまし
て、関連質問があるようでありまして、私の本
日の質問はこれで終わります。

○陳茂委員 関連して、いま森本さんの質問を
聞いていますと、だいたい何年か前に同じような
切手の売りさばきの問題について、当時の郵政当
局からいろいろ意見を聞いたわけでありまして、ど
うも現在のやりとりも、あの当時とあまり変わつ
ていないという感じを強くしました。

そこで郵政大臣に二、三伺ひしておきたいの
ですが、時間がないうえから、私もありませ
んの端にお答えいただきます。

まず、切手の売りさばきをしてもらうことは、
何か中小企業に販売をやらしてやるというたてま
えなのか、国の立場で国民にサービスをするため
にこの種の業務をやつてもらつてゐるのだという
立場をとつてゐるのか、これをまず先に伺ひたい。
○郵政大臣 これは売りさばき人、国の郵便
利用者の便益をはかるという点でございます。

したがって先ほど森本さんがちよつと例におあげ
になつたたばこのように、他の物品と同じように
小売りが売つてくれることが主たる目的の種類の
ものとかなり性格が違つて、郵政事業そのもの
への協力をお願いしていただくと同時に、国民の
利便のためという性格を持つておるものと私は理
解しております。

○原委員 そうしますと、いま私の質問した
後段のほうの、国民へのサービスが中心になつて
おるわけですね。その種サービスをしようといふ
ために、ある意味で国に肩がわりをして売りさば
き所が協力をしていてゐるという面が非常に強
いわけですね。これに対して現在きめてゐる手数料
がいままで三十七年から今回初めて改定になるの
かも知れませんが、それまでの経緯を見ますと、
何か根拠なしに何%というものを割り出してゐる
ような感じをやつてゐるような、もつと極端に言
うと、たばこの手数料がこの程度だ、したがつて
それと見合つてこのくらいでよからうというよう
な感じで、依然として手数料の額をきめてゐるの
じゃないだらうかという感じがするわけなんで
す。

そこで端的に大臣の考へを聞きたいのは、こ
の種の、国にかつてサービスをやつてもらはう
というところが前提であるなら、やはり科学的な
根拠が、手数料をはき出すための基礎として必
要なんじゃないか。根拠は一体何か。やはり一坪
なり半坪なり、あれだけの場所をふさぐとある
いはば森本さんの言われたような、印紙なり
切手なりものは現金扱いにすべきだといふ、こ
れはもう常識ですから、受け取つた売りさばき所
ではこれはおろそかにできませんから、普通の物
品をしまつておく程度の扱いでは済まなくなる。

やはりこれには精神的にも相当な力を入れなけれ
ばなりませんし、実際の保管の場所、保管のやり
方についても、金銭的にも相当はかの物品とは違
う、諸経費をかける、これを扱う人間が、これは
やはり国が雇つて置いたとするなら、一人に対す
る月の賃金というのはいくらあるかは一時

金が期末、期末には必要になつてくる。何年かたつ
てやめるときには退職金制度もあるというやうな
ことを考へると、いかに売りさばき所が勝手に主人
がやつたり、奥さんがやつたり、子供がやつたりあ
るいはまた他の業務と一緒にやりまして人を雇つ
てこの扱いをさせる人間がいるかもしれないが、
いずれにしても、買おうとする者が行つたときに
いなくてはならないといふことが義務なわけでは
ない。これは徹底したきびしい義務になつてゐるわけ
ですから、買ひに来る来ないではない、その売り
さばき所の看板をかけた限り、人がそこになけ
ればいけないという義務さえ負わしてゐる。とす
るなら、直接国がその人を雇つたに準じて、何ら
かそこらに根拠を置きたいわけの人的な経費の面
あるいは物的な経費の面あるいは店そのものをふ
さいでゐる場所に対する計算の面といふやうな科
学的な根拠がもうそろそろできてゐるのじゃない
か。そういう根拠なしに、いつまでも何を基準に
するかわからない。ただ従来何%だが、どうも最
近の状況からいって一%ふやしてやろうという恩
恵的な非科学的な態度で手数料を算出されるとい
うやり方が、どうもふに落ちませんし、現在のもの
の考へ方からいって、少し不自然ではないかと
いふふうに考へますが、これの根拠がある程度科
学的に求められるなら、科学的な根拠を算出して、
それによつて適正な手数料というものを今後検
討をするとかしないとか、これは大臣からそうい
うものの考へ方について伺ひたい。

○郵政大臣 おっしゃるやうに手数料であります
が、このたびの手数料をはき出すに際しても、
私も事務当局に命じまして、人件費がどのくらい、
施設費、保管の箱も要ります。標識も要ります。
これがどのくらい使用にたえ得るものであろうか
どうか、危険負担もあります。若干の金利もござ
いまして、そうしたものをはき出してしまつて、
そうした人件費なり施設費等がそれぞれの売り上
げの段階でどのくらいになるであらうかといふこ
とをはきかして、そして一応の算出をいた
しております。

ただ郵政事業の会計が何ぶんにも簡便な会計でございまして、したがって、はじき出させてはおりませうけれども、ことに人件費は、大体どの売り上げのクラスを見ましても、やはり八割くらい人件費が占めるような状態になっております。そういうことから算出をして、このたびの手数料率の改定を行ない、かつ七月以降は郵便料金の値上げによる収入がいままでのほかに入ってくる。一応そういう点を合わせて率をはじき出してあります。

ただ私、事務当局がそのようにして出しましたところを見ましても、事柄は簡単であればあるだけ、一体そのようにして出した人件費なり施設費というものが、それで十分であらうかどうかという点は私は疑問を持ちながら、しかし売りさばき人の疑問でもありません。ときには答えられるだけの十分な検討はしておくように命じ、一応そういうものを見まします。このたびの手数料をきめたわけでございます。

○原(茂)委員　そうしますと、いま私が言った、大まかに言って、計算上三つくらいの内訳が出ておるわけですね。もしそれをやっていたら、昭和三十七年か今日までの経済指数をずっと見ましても、スライド制じゃありませんが、今後は諸物価あるいは諸指数の動向によってスライドして、毎年これを改定することができると。現にそういう根拠があらくなるなら、根拠も参考までに示していただかなければいけないのが一つ。それからそういう根拠があったら、スライド制でやれるという感じを持ちましたから、今後これは検討願ひし、私も考えてみますが、それと同時に、売りさばく量によっていろいろ率が違ってくる、あるいは本人の収入も違ってくる。そこに先ほど言った前段のサービスであるかないかというところが問題になってくるわけですね。国民に対するサービス業務だということを中心に考えますと、これは売りさばきの少ないところに高率の手数料を出すというような配慮も必要になるかもしれないね、一定の科学的な計算によって、最低これ

だけは必要だというのが計算で出ているわけですから。そうすると、売りさばき量というものを一律にもしパーセンテージで考えるなら、別途に売りさばき所に対する手当てといえますか、助成といえますか、そういうものを配慮する必要が起きてくるかもしれない。そういうことも含めて、いま大臣がそういうことに対する考えがはっきり出せるならお出しただいてけっこうなのですが、実は私、時間がないものですから、次会に――きょう上げるのじゃないそうですから、そのときに資料をお出しただいなか、ここで計算の基礎を紹介していただくか、どちらかにお願いしたいと思ひます。

○中井委員　関連。先ほどから森本委員なり原委員の質問を承つておるわけですが、昔話をして恐縮なのですが、私もいまから四十年ほど前に三年ほどこの仕事をやりました。その当時から比べるとだいぶん率も上がつておる。昭和の初め、大正の終わりでしたが、その当時はたしか三割くらい、切手などを買いに行つて、いなかのことですから、百枚に一枚三銭の切手を水につけますと、もうだめになります。先ほど長田さんが、よごれたはがきや切手は交換してくれる、水につけたらなにかも離かにするのですけれども、そんなことをだれも言っていないはがきもありません。十万ほどあります。全国的に売りさばき所のうち、少なくとも二万や三万は何をしておるか知らぬ、かえって損をしておるようなところも昔はすいぶんございました。しかし八百屋とか酒屋とか、そういうところがやっておるのが多いから、断わるのも郵便局に相済みぬしというふうなことで何とかやつておる。そういう経験を持つものであります。そういう点から言ひましてこの改正案を拝見いたしますと、百分の八が九になる。一万円から十萬円までは百分の四が五になる。それは改正のほうがいいでしょう、現行よりはけっこうだと思ひますが、私は一万円以下の金額を、できれば一割くらいにしてもらいたかった。それから三番目が急に下がつておるけれども、十萬円をこえ百萬円以下

下の金額が、百分の五が急に一・五にがたつと下がつて、三分の一以下になつておる。これは少し乱暴ではないか。実際の全国の売りさばき所の実情を見ますと、一万円をこえ十萬円以下のものが三六％、十萬円をこえ百萬円以下のものが七・二％、今度あなた方が御計画しておる郵便料金の値上げというところが通りますと、十萬円をこえ百萬円以下というのがはぐつとふえてくる。ここには思ひ、それが急に一・五％に下がつた、ここに問題があるように思ひます。現実の姿というものをとらえてもらつて、それは大都市を対象にした、絶えず折衝しておる売りさばき所の二、三の幹部連中を対象にしておつては、私は正しい。しかし、郵政連中を対象にしておつては、私は正しい。全部引き揚げてきたりなんかして人口は急増します。小売商が非常にふえている。戦前に比べると中小企業の窓口のマジーンというものは非常にふえている。八百屋でも何でもふえておるが、魚屋さんなどは批判の対象になつておるわけですが、小売になるとたんに倍になるというふうなものが多い。ことになま物はそういうことがありましようが、こういうものはそうでないにしても、さっきの森本さんの質問の中にもあつたわけですが、同じ電話番号で、公衆電話なんというものは七円のもの窓口に十円ちやうだいする。つまりなんかほとんど取りやしません。どうもそういう面を考えると百分の八を一％上げるといふふうなもの考え方、何か意欲がないというか、そういう感じ。いかに郵政省らしいじみをお考えというところにもなるかと思ひます。何かその辺でもやもやとして、喜んで売りさばきを引受けてやるといふようなことはあまり感じられないと思ひます。

ついでに聞くのですが、こういうものを古く明治の初期からやつておるような売りさばき店等につきましては、たとえば表彰するとかなんとかいうような制度もおそらくあると思ひますが、そ

ういうこと等についても、あわせてひとつ大臣と郵務局長から伺つてみたいと思ひます。

○郵務大臣　おつしやるように売りさばき人、売りさばき所が非常に郵便事業に貢献してくれておりますこと、たとえばこれは森本さんのお話の中にありました、郵便ポストの放火犯罪というふうなものに対して売りさばき所の人が実は監視をしてくださる例等を、私もよく聞きます。それからPRをやつていくたさる。ただいかにそれなりの引き上げますというの、通減の率はかなりきびしい通減の率、おつしやるように十萬円をこえた分は百分の一・五に下がつてくるというところではなるほど百分の一の程度でありますけれども増してまいりたい。郵便事業全体の会計が潤沢であるならばまたいろいろの考え方もできようかと思ひます。それと一方には先ほど申しましたように、たばこのように大いに奨励してどんどん買つてくれというふうな嗜好品と物の種類が違ひますので、売りさばきをなさる方がいろいろの品物を並べて、そのうちの郵便の分のものだけ少ないことはよくわかつておる。わかつておりながら、いろいろな計算をして、まず郵便料金の引き上げをいたしましたこの際は、この辺で落ちつけていいんじやなからうか、こういう考え方をしておるわけでありまして。しかしそういう手数料のほかに、おつしやるようにいろいろなねざらひ方をすることとは大事でございますから、これは私も事務当局に研究させます。また、これは私も事務当局からやつていくたさる人にとりうらやうにしておりますか、それは政府委員のほうからお答えいたしますことにいたします。

○長田政府委員　長く売りさばきの事務に従事をしてきたして相当事業に貢献してくれておられます人につきましては、通信記念日の際の表彰等も従来からやつておられますが、さらにここ数年表彰条例による表彰を受けている者も相当ございまして。今後叙勲の問題などもございまして、そういう方向にも省として努力してまいりたいと思ひます。

○中井委員 いま大臣から適当な場当たりりの答弁があった。もう少しこれは、一体百分の八を十にするというのは意見がなかったのかどうか。あるいは十万円をこえ百万円以下の金額一・五じゃ少ないというふうな意見はなかったのかどうか。その辺のところ省内で、もしそういう話がないというなら私は非常な怠慢だし、全く郵政モノボリで、ちっとも世間を知らぬと思ふ、失礼だけれども。戦後こういうものは非常な変動をしておるといふことをちよつと申し上げた。そういうこと等、実情をちよつと聞かしていただきたい。特に百分の五が急に百分の一・五になった、こういうことです。社会党だからよい扱いやつは安くてよいのだというふうな考え方に賛成であらうなんて、これは単純にお考えかもしれませんが、ものにも限度がありますからね。

○都国務大臣 確かに陳情等では百分の十という陳情が多うございました。陳情はほとんどそれでございました。しかし私のほうも先ほど郵務局長から申しましたように、これだけでも寄せてみますと相当な金額にのぼっております。したがって、現在この程度よりやむを得ないのじゃないだろうか、私はそういうふうに考えました。しかしまあ先ほど原さんでしたかお話のあった根拠なども、ひとついづれ御説明申し上げ、またこれから私もそれはそういう資料をもつとたんねんに突き詰めてみたいとは思っております。

○中井委員 百分の五から急に一・五に下がることについてはどうです。

○長田政府委員 どこで区切るかという点がたいへんむずかしいと思いますが、まあ一応十万円という線を引きました場合に、それ以下のものとそれ以上のものと少し大ざっぱに分かまえてみますと、やはりかなり質的に変わってきているような感じでございます。また実際に、いま大臣も言われましたが、次会に御説明申し上げることになると思いますが、資料などによりまして、十万円をこえたものにつきましても確かに下がる率は多うございますけれども、性格が相当変わつてきておりますので、ある程度の余裕も相当つくような調査の結果なども出ておまして、こういうふうになつてゐる次第でございます。

○中井委員 時間ですからこれ以上聞きませんが、十万円をこえたら急に三分の一程度に減ることについての根拠をこの次の委員会等で説明をしてください。私はあしたちよつと欠席いたしますが、社会党はまだこれに対する態度をきめたのではありませんから。私個人としては別に上げることには、大綱は反対ではありませんが、ややすさんのそしりあり、こういう批判をいたしたいと思つておるのです。ですからきょうよく根拠等を調べていただいて、明日また日をあらためたところで、よく納得のいくような説明がいただきたいと思ひます。

○砂原委員長 本日はこれにて散会いたします。
午後零時十九分散会